

収 入

印 紙

沖縄県立名護特別支援学校給食及び舎食調理業務委託契約書

沖縄県立名護特別支援学校 校長 下地 直子（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は沖縄県立名護特別支援学校の給食及び舎食にか
かる調理委託に関し、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、沖縄県立名護特別支援学校の学校給食及び舎食調理業務等（以下「委託業
務」という。）を乙に委託し、乙は別に定める甲の調理業務等委託に関する仕様書
に基づきこれを受託する。

（契約の期間）

第2条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に
基づく契約であり期間は、令和8年4月1日から令和8年7月31日までとする。

（衛生管理）

第3条 乙は、衛生管理に万全の注意を払い、常に誠意を持って良心的に本契約の遂行に
努めなければならない。

（委託業務の履行場所）

第4条 委託業務の内、調理業務履行場所は沖縄県立名護特別支援学校、学校給食調理場
とする。

（委託業務の範囲）

第5条 委託業務の通常範囲は次のとおりとし、範囲外の業務については、その都度甲乙
誠意を持って協議するものとする。

- （1） 甲の給食及び舎食調理及び舎食の献立作成、食材発注に関する業務
- （2） 給食の配送及び食器類の回収業務
- （3） 調理器具類、食器類の洗浄、消毒、保管に関する業務
- （4） 調理施設、設備の保守管理に関する業務

（給食材料・献立の作成）

第6条 給食材料の発注、購入及び献立の作成に関しては、甲（栄養教諭等）の責任に
おいて行うものとし、乙は甲の指示に従い調理業務等に従事する。

舎食材料の発注及び献立の作成に関しては、乙（本社）の責任において行うもの
とし、甲（栄養教諭等）が確認する。

給食・舎食の食材料費の支払いは甲が行うものとする。

(契約金額及び契約保証金額)

第7条

(1) 契約金額

年額 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)
月額 円 (うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

注1) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

(2) 契約保証金額

沖縄県財務規則第101条による

- 2 契約期間内の途中で解約した際の委託料の額は、月契約金額を、当該月の喫食基本日数で除して得た額に、喫食実施日数を乗じて算定した額とする。
- 3 乙は、毎月分の委託料を翌月初めに甲へ請求し、甲は、翌月末までに乙へ支払うものとする。
- 4 経費の内訳については、人件費・献立料・配送料・検診料・検便料・給食保険料・被服費等消耗品費・維持管理費・給食にかかる消耗品費とする。
- 5 本契約において、契約期間中途において消費税等の率が改正された場合は、甲乙協議のうえ、改正後の税率により定めるものとする。

(受託要件)

第8条 乙は、次の要件を満たし、かつ維持していなければならない。

- (1) 県内の学校・病院・社会福祉施設の1回あたり50食以上の集団給食を5年以内に受託した実績があること。
- (2) 過去2年間に食中毒に起因する営業停止などの行政処分を受けるなどの重大な事故を起こしていないこと。

(秘密の保持、個人情報等の取り扱い)

第9条 乙は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務上知り得た情報は、個人情報保護法の重要性を認識し、正当な理由なく第三者に開示、提供及び漏洩してはならない。

- 2 乙は沖縄県個人情報保護条例に違反した場合は、同条例の罰則の対象となる。また、本条の規定は本契約終了後も有効に存続する。

(禁止事項)

第10条 乙は、書面により甲の承諾を受けた場合を除き、第三者に対して、委託業務運営の全部または一部の実施を委託し、若しくは請け負わせ、又はこの契約に基づいて生ずる権利義務を譲渡してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償)

第11条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、甲または利用者に損害を与えた場合は、その一切の損害を賠償する。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号いずれかに該当したときは、ただちに本契約を解約する事ができる。

- (1) 乙がこの契約の定めにより重大な違反をしたとき。
- (2) 飲食物の内容、衛生またはサービス等の著しい不良、管理の放漫等により、乙の委託業務を不適格と甲が認めたとき。
- (3) 乙の責に帰すべき事由により、乙が営業処分を受けたとき。
- (4) その他乙に著しく不都合な行為が生じたとき。
- (5) 契約開始年度の翌年度以降において、当該業務にかかる予算の減額または削除があったとき。
- (6) 学校給食調理場その他の工事、改築、修繕等の必要により、給食調理業務を停止せざるを得ない状況が発生した場合。

2 甲は、前項第5号の定めにより、この契約を解除しようとするときは、予算の範囲内における契約内容の変更等について、甲乙協議した上で、合意に至らずこの契約の継続が困難と判断される場合に限る。

3 甲は、前項第6号の定めによりこの契約を解除しようとするときは、解約しようとする日の3ヶ月以上前に乙にその旨を通知するものとする。

4 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

- (1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(下請契約等に関する契約解除)

第13条 本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 14 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(違約金)

第 15 条 第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号、第 4 項及び第 13 条の規定による契約解除の場合には、甲は違約金として契約保証金を取得し返還の義務を負わない。また契約保証金が免除の場合は契約金総額の 100 分の 10 に相当する金額を乙に請求することができる。ただし、履行済みの分に相当する金額は違約金の計算に算入しないものとする。

(解約に伴う補償等)

第 16 条 甲は、第 12 条及び第 13 条の定めに基づき契約を解約したときは、乙に対する損害賠償、その他一切の補償を行わない。

(乙の業務従事者の災害に対する措置)

第 17 条 乙は、委託業務の履行に関して生じた乙の委託業務従事者の災害については、全責任をもって措置し、甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第 18 条 乙は、委託業務従事者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）の規定その他による労務に関し遵守し、一切の責任を負わなければならない。

- 2 甲は、本契約の履行に関し必要があるときと認めるときは、乙に対して調査及び報告を求めることができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第 19 条 乙は、本契約について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

- 2 乙は、本業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を作成しなければならない。

- (1) 本業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等
- (2) 前号において、本業務に従事した者ごとの勤務時間を証明するに足る帳簿等

(委託業務従事者の規律維持)

第 20 条 乙は、乙の委託業務従事者の身上、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負い、甲が乙の委託業務従事者について不相当と認めるときは、甲乙協議のうえ善処するものとする。

(協議事項)

第 21 条 この契約に定めない事項及びこの契約の各条項の解釈において疑義が生じた場合は、その都度誠意を持って協議にあたる。

この規約締結の証として本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県名護市字宇茂佐 7 6 0 番地
沖縄県立名護特別支援学校
校 長 下地 直子 印

乙

印